

## わた SHIGA 輝く国スポ彦根市遺失物・拾得物取扱要項

### 1 趣旨

この要項は、本市で開催する第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」および競技別リハーサル大会の期間中における、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が管理する競技会場、練習会場、駐車場等において、遺失物および拾得物の届出があった場合の取扱いに関して、遺失物法(平成18年法律第73号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 2 取扱いおよび保管

- (1) 遺失物および拾得物の届出を受けた場合は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実施本部(以下「実施本部」という。)が設置する各競技会場内の受付案内所において、受付案内係が取扱い業務および一時保管業務を行うこととする。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の総務係へ引き継ぐ。
- (3) 総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物および拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

### 3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書(控え)を交付するとともに、拾得物一覧簿に記入し、拾得物名札を取付け、一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書の提出を受け、遺失物一覧簿に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

### 4 遺失物の返還および拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状を受領した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書を作成し、拾得者に通知する。

### 5 拾得物の引継ぎおよび警察署への届出等

- (1) 総務係は、各競技会場における競技会終了までに、一時保管している拾得物の遺失者が判明しない場合は、当該拾得物を実行委員会に引き継ぐものとする。

- (2) 実行委員会は、総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の日から1週間以内に、拾得物受理書と拾得物届出書を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

## 6 その他

この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要項は、令和6年1月26日から施行する。